

## 電気柵や防護柵は正しく設置・管理しましょう！

柵を張ったら終わりではありませぬ。柵を設置しただけで過信せず、被害に遭わないよう適切な管理が必要です。

### 〈電気柵〉

- ・柵線に雑草が接触すると「漏電」して電圧が低下します。定期的に下草刈りをしてきましょう。
- ・アースは湿った土に深く入れましょう。また、舗装した箇所からできるだけ離しましょう。
- ・電気柵の柵線の高さは、地面から20センチ、40センチが基本です。
- ・一度設置したら、年間を通じて設置しましょう。

### 〈防護柵(シカネット)〉

- ・高さ(1.8m以上)と奥行き(1.0m程度)を確保しましょう。
- ・上からの飛び込みよりも下からの潜り込み対策が重要です。

## 有害鳥獣対策や林業関係事業の相談を行います

市では、有害鳥獣被害防止対策や林業関係の事業について、相談を受け付けています。受け付けた相談は平成24年度林業事業計画の参考資料とさせていただきます。ただし、相談内容が補助事業の対象とならないなど、すべてが要望に沿えるものではないことをご了承ください。

### 有害鳥獣被害防止対策に関する事業



#### 相談内容(例)

○鳥獣による農林産物の被害を防止するために電気柵、防護柵(シカネット)や金網柵を設置する場合

電気柵：補助率は購入経費の%で、設置延長が500m以上のものが対象となります。ただし、補助金額は42,000円が上限となります。

防護柵：補助率は購入経費の%で、設置延長が100m以上のものが対象となります。

金網柵：補助率は購入経費の%で、受益戸数3戸以上が共同で設置する対象となります。

また、平成23年度から樹園地等で共同設置が困難な個人を対象とする補助を新設しました。補助率は同じく購入経費の%で、設置延長が200m以上のものが対象となります。

【注】いずれも資材費のみに対し

### 林業に関する事業



#### 相談内容(例)

■乾しいたけ生産に関する事業

○しいたけ原木の搬出や伐採等に関して、簡易作業路を開設する場合

○乾しいたけの生産向上に向けた生産施設整備をする場合(散水施設、人工ほだ場、ハウス等)

○乾しいたけ生産に新規参入し(5年未満)、生産向上に向けた生産資材(椎茸乾燥機、林内作業車等)を整備する場合

### 治山・林道、林業作業道に関する事業

○森林について間伐等の整備を行う予定で、林道や、林業作業道がない場合

○林道や林業作業道はあるが、舗装されていないため作業に支障のある場合

○土砂崩れ等被害が予想される箇所がある場合

#### ■竹林整備に関する事業

○竹林を整備して、たけのこや竹材生産を行いたい場合

○伐採した竹をチップ化して、竹山の再生や肥料等リサイクルを考えている方

※各事業についての詳細についてはお問い合わせください。相談は随時受け付けていますが、平成24年度林業事業計画の取りまとめのための相談期日は10月31日(月)とさせていただきます。

#### ●問い合わせ

林業水産課

☎0978-72-5198

国見総合支所 地域産業課

☎0978-82-1113

武蔵総合支所 地域産業課

☎0978-68-1970

安岐総合支所 地域産業課

☎0978-67-1116